

大丈夫ですか？

あなたの将来と国民年金のこと

国民年金はやがてだれもが迎える老後、病気やケガなどによる障害や死亡といった

万一のときに年金を支給し、生活の安定を図ることを目的としています。



■ほかに第一号被保険者の人には

■寡婦年金、死亡一時金があります。

寡婦年金：二十五年以上保険料を納めた夫が年金を受け取ることなく亡くなったとき、妻に六十歳から六十五歳までの間寡婦年金が支給されます。
死亡一時金：国民年金の保険料を三年以上納めた人が年金を受け取ることなく亡くなったとき、生計を同じくしていた遺族には死亡一時金が支払われます。ただし、寡婦年金を受給する場合は受け取れません。

不幸にして亡くなったとき 遺族基礎年金

国民年金加入中に、または老齢基礎年金を受ける資格期間（原則として二十五年）を満たした人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた子を持つ妻が受けられます。また死亡した人に生計を維持されていた子が受け取る場合は、十八歳（一級・二級の障害のある場合は二十歳）に達する日以後の最初の三月三十一日までの間の子が支給されます。

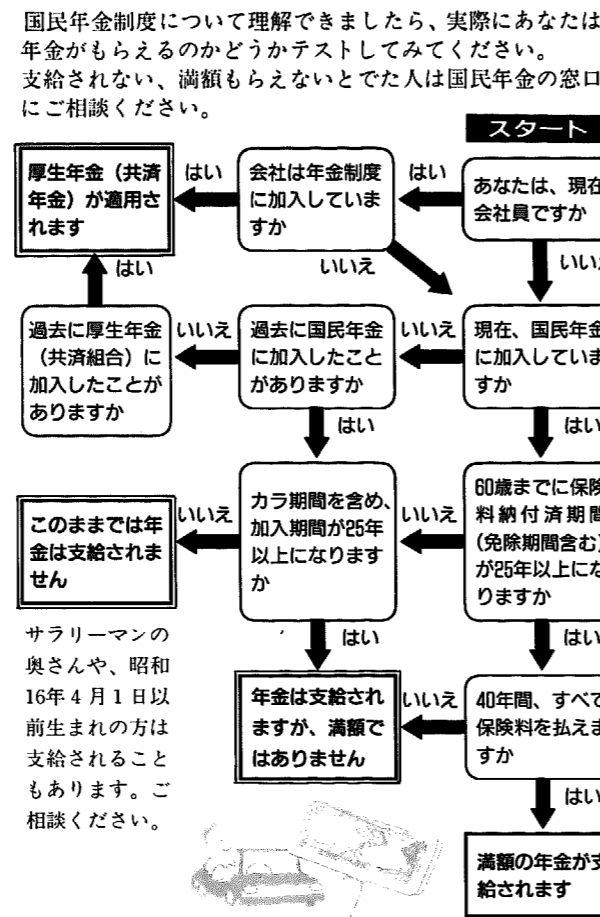
病気で障害者になったとき 障害基礎年金

加入中の病気やケガで、法律で定められている程度の障害が残ったとき受けられます。お年寄りだけでなく、若い人（二十歳から）にも一定の安心を与えてくれる年金です。

65歳になったとき 老齢基礎年金

私たちが老後を安心して生活する助けとして支給されるものです。六十五歳から生涯受けられ、年金額は保険料納付月数により異なります。

あなたは年金ももらえますか？



サラリーマンの奥さんや、昭和16年4月1日以前生まれの方は支給されることもあります。ご相談ください。

第3号被保険者 加入手続きは、お済みですか？

サラリーマンの奥さん（第3号被保険者）は、自ら国民年金の保険料を納める必要はありませんが、サラリーマンの奥さんとしての届け出が必要です。過去に届け出をしていなかったため、保険料納付済期間に算入されない期間がある人について、平成9年3月までの間に届け出れば、その未届けの期間を保険料納付済期間に算入しますので、必ず窓口で加入手続きをしてください。

◆◆正しく理解してください◆◆
ご主人の給料から奥さんの保険料が天引きされるわけではありません。
ご主人の給料から天引きされるので届け出をしないと、届け出をしたが天引きされていないので国民年金に加入漏れになっているのではないかと心配される方もいると思いますが、これはまったくの誤解です。
ご主人の加入されている厚生年金や共済組合の保険料は決められた率で計算されており、奥さんの届け出によって天引きされる保険料の額が変わるわけではありません。

平成9年1月からあなただけの基礎年金番号がつきます

Q：わたしたちの年金番号はどうなるの？
A 国民年金や厚生年金に加入している人は現在の年金手帳の記号・番号がそのまま基礎年金番号になり、共済組合に加入している人は新たに基礎年金番号がつきます。年金受給者は、年金裁定の基礎となった年金手帳の記号・番号が基礎年金番号になります。皆さんの基礎年金番号は平成8年末までに通知される予定です。
—今の年金手帳の番号が基礎年金番号になります

Q：基礎年金番号って何だろう？
A 現在、年金に加入している人なら誰でも、自分の年金番号を持っています。年金の加入期間や保険料を納めた記録が、この番号をもとに管理されています。基礎年金番号は、国民年金・厚生年金・各共済組合などの制度ごとに付けられている現在の番号を、共通の番号に整理したものです。加入する年金制度が変わっても、ひとつの年金番号のもとで加入から受給までの手続きを行えるようになります。
—今、持っている年金番号が一本化されたものです

Q：基礎年金番号が変わると何がいいことがあるの？
A 年金制度は、人生の節目節目に届け出が必要です。不注意が年金権や年金額を左右するのを避けるためには、一人ひとりへの年金窓口からの連絡も必要です。また将来は、事前に加入期間や年金見込み額をお知らせしたり、年金相談に迅速にお答えすることも可能になります。
—年金相談やお知らせなどのサービスアップが可能です

Q：プライバシーが気になるけれど…
A 年金の記録は、生年月日や住所、加入状況などの、個人のプライバシーに関わる情報を扱っています。社会保険庁は、年金以外の目的にこれらが利用されることのないよう、専用のシステムで厳重に管理しています。個人の記録も、本人に対してだけ開示することになっています。加入者の皆さんも、年金手帳は大切に保管してください。

みんな国民年金に加入します！

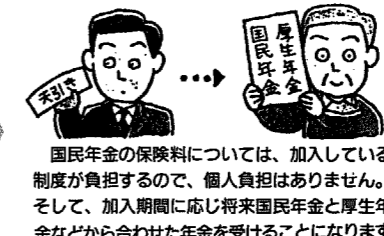
あなたは3種類のうちのどれにあてはまりますか

1 第1号被保険者になる人
20歳以上60歳未満で自営業者・農林漁業を営んでいる方・自由業者・学生の方など。



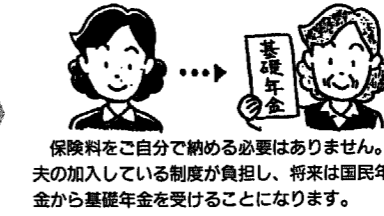
ご自分で保険料を納め、加入期間に応じ将来国民年金から基礎年金を受けます。

2 第2号被保険者になる人
サラリーマンや公務員などで厚生年金や共済組合に加入している方（国民年金にもいっしょに加入します）。



国民年金の保険料については、加入している制度が負担するので、個人負担はありません。そして、加入期間に応じ将来国民年金と厚生年金などから合わせた年金を受けることになります。

3 第3号被保険者になる人
厚生年金や共済組合などの加入者に扶養されている配偶者（サラリーマンの奥さんなど）で、20歳以上60歳未満の方。



保険料をご自分で納める必要はありません。夫の加入している制度が負担し、将来は国民年金から基礎年金を受けることになります。

こんなとき、手続きを

すでに加入している人（第1・2号被保険者）

- 会社に勤めたととき
- 60歳前に会社をやめたとき

サラリーマンの奥さん（第3号被保険者）

- 配偶者が会社をやめ、自営業になったとき
- 配偶者が転職した（会社が変わった）とき
- ご自身の収入が増えて、配偶者の扶養からはずされたとき
- 配偶者が勤めていても65歳になって年金を受けるようになったとき（定年退職等）
- ご自身も会社に勤め、厚生年金に加入したとき
- 離婚したとき